



島根県報

平成23年11月18日（金）

号外 第 190 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成22年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成22年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成23年11月18日

島根県監査委員 田 中 八洲男

同 石 原 真一郎

同 法 正 良 一

同 山 川 博 司

平成22年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 意見</p> <p>(1) 経済対策事業に係る補助金の執行について</p> <p>① 団体に対する意見</p> <p>ア 今後の経済対策事業の執行等について</p> <p>今回の経済対策事業は、「県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業」、「石州瓦市場創出支援事業」や「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」が県産木材や石州瓦の利用拡大を含めた住宅関連産業の需要拡大に貢献し、「しまねボランティア・NPO活動応援事業」が小規模団体のボランティア活動の活性化に寄与するなど、地域活性化や社会貢献活動の推進等に一定の役割を果たしたものと認められた。</p> <p>今後、各所管課においては、平成21年度等の事業実績や課題を踏まえ、団体と緊密な連携を図りながら、効果的な事業執行に取り組まれない。</p> <p>また、県内経済への波及効果等の事業効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、計画期間終了後の事業のあり方等について検討されたい。</p>	<p>ア 今後の経済対策事業の執行等について</p> <p>(環境生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人島根県社会福祉協議会 <p>本事業は、小規模なボランティア・NPO活動の活性化、持続性のある社会貢献活動の推進及び新たな活動の掘り起こし等を目的として実施している。</p> <p>平成22年度末現在において、415件の助成を行っており、ボランティア団体の活動の裾野を広げ、社会貢献活動を進めるために有効な施策であったと考える。また、それぞれの団体における活動がより一層活発になったことによる経済への波及効果は一定程度あったと考える。</p> <p>今後、県民が主体的に行う地域活性化のための多様な取組に対する支援のあり方について経済波及効果も含め、検討していく。</p> <p>(林業課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人島根県木材協会 <p>今後とも基金造成団体との連携を図りながら、効果的な事業執行に努める。</p> <p>また、木材業界等への波及効果の検証を行うとともに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、来年度以降の事業のあり方について検討する。</p>

(観光振興課)

・ 社団法人島根県観光連盟

平成21年度6月補正により、国の経済対策交付金で約616百万円を予算措置し、平成23年度までの3年間の事業費として補助を行ったほか、空港路線利用促進事業、雪害対策等の緊急対策事業についても経済対策事業として補助を行い、一定の誘客実績があった。(平成21年、22年の2ヶ年において、航空機利用促進約2万人、旅行商品販売約2万人等)

平成22年度からは県職員の観光連盟との兼務を解消することにより、連盟職員による観光プロモーション活動の強化を図るとともに相互の連携を強化しながら事業に取り組んでいる。

計画期間終了後の事業のあり方についてはこれまでの実績について検証を行っているところであり、引き続き検討していくこととしている。

(産業振興課)

・ 石州瓦工業組合

平成21年度より経済対策として石州瓦需要の拡大や販路拡大のための支援を実施しており、一定の事業実績があった。これを受けて石州瓦工業組合と協議、検討し、平成22年度から23年度にかけても、石州瓦を活かしたリフォーム促進事業等による支援を継続している。

本事業は県民のニーズが高く、すそ野の広い経済対策として効果があったものと認識しているが、事業効果の検証等を行い、今後の事業のあり方について検討していく。

(建築住宅課)

・ 財団法人島根県建築住宅センター

事業の執行状況について、団体から月に2回の定期状況報告を受けて監理している。

県民のバリアフリー改修助成へのニーズが高いことから、平成22年度に続き、平成23年度当初予算において380戸分を追加して対応している。関係団体からの意見に基づき、申請関係書類、資料の見直しを実施した。

事業の執行状況を注視し、引き続き効果的な執行に努める。

経済波及効果分析は、執行状況報告を受けて定期的実施している。(6月末現在の試算 総合効果43.7億円)

今後の事業のあり方については、これまでの事業効果の検証等を行い検討していく。

(保健体育課)

- ・財団法人島根県体育協会

事業計画、執行については、団体と緊密な連携を図り、効果的な事業執行に取り組んでいる。また、計画期間終了後の事業のあり方について検討を進めている。

(産業振興課)

- ・公益財団法人しまね産業振興財団

平成21年度から経済対策事業として「機械金属加工業技術力強化支援事業」「新ビジネスモデル構築のための連携支援事業」「開発ソフトウェア販路拡大支援事業」を実施している。

これまでの実績や課題について、当該財団と密に協議しながら、22年度、23年度の事業実施に反映させているところである。

計画期間終了後の事業のあり方についてもこれまでの実績や事業ニーズなどについて、財団とともに検証しているところであり、引き続き検討していく予定である。

イ 補助金交付要綱の整備及び補助金の実績確認について

今回監査した補助金に係る交付要綱の一部では、補助対象経費である人件費や事務費を規定していないもの、また補助対象経費の範囲が抽象的であるものが見受けられたところであり、該当所管課においては補助金交付要綱を整備されたい。

また、所管課の一部では、補助金の実績確認が十分に行われていなかったため、現地調査の実施や証拠書類の提出を求めるなどにより実績確認を適切に行われたい。

(2) 新公益法人制度への対応について

① 団体に対する意見

ア 新制度への取組の推進

○ 役員体制の見直しについて

新制度においては、理事や評議員は、その個人的な能力や資質に着目し、法人の管理運営を委任されていることから、自ら理

イ 補助金交付要綱の整備及び補助金の実績確認について

(環境生活総務課)

- ・社会福祉法人島根県社会福祉協議会

補助対象経費に人件費等を明記し、平成21年8月19日から適用する旨の補助金交付要綱の整備を行った。

(林業課)

- ・社団法人島根県木材協会

「県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業費補助金交付要綱」に事務費の規定がないとの意見を受け、今後、同様の補助金交付要綱を制定する際は、このようなことがないように留意する。

○ 役員体制の見直しについて

(社団法人島根県私学教育振興会)

新制度への移行手続きの中で、理事の選任について新たな制度に対応できるよう検討することとしてい

事会や評議員会に出席して議決権を行使することが求められている。また、理事会や評議員会の定足数は過半数とされている。

今回監査した10団体では、理事会において書面議決を実施している団体や理事会への本人出席が過半数に達していない団体が見受けられた。

については、新制度における理事や評議員の役割の重要性を踏まえ、理事会や評議員会の円滑な運営と活性化を目指して、適切な役員体制の見直しを行われたい。

る。

(公益財団法人島根県育英会)

従来は、寄附行為において書面議決が認められていたが、移行後の定款では「理事会、評議員会の決議は、過半数が出席し、過半数をもって行う。」と定められており、よって、平成23年度第1回定例理事会(6月8日)については、11名中10名の出席、第1回定時評議員会(6月29日)については、12名中11名の出席であった。

※平成23年4月1日 移行登記完了

(公益財団法人島根県環境管理センター)

平成22年5月の理事改選及び6月の評議員選定において、本人出席を考慮して人選を行った。

※平成23年4月1日 移行登記完了

(財団法人島根県障害者スポーツ協会)

理事会での理事出席は過半数を超えており、経営委員においてもおおむね良好である。理事・評議員それぞれの役割を考慮した組織構成を検討し、理事会・評議員会の円滑かつ活発な運営が可能となるような役員体制の準備を行っている。

(財団法人島根県生活衛生営業指導センター)

これまでの理事会・評議員会はいずれも本人出席が過半数を超えている。現在、理事・評議員それぞれの役割を考慮した組織構成を検討し、理事会・評議員会の円滑かつ活発な運営が可能となるような役員体制の準備を行っているところである。

(財団法人島根県みどりの担い手育成基金)

平成23年度に公益財団法人移行の申請をする計画である。役員体制の見直しについては、申請に併せ、新制度に則した役員体制の見直しを行う。

(社団法人島根県林業公社)

役員体制については、これまでは、理事会への本人出席が過半数を切ることはなかったが、新制度では本人の出席は必須となることから、現在、市町の首長としている「社員の代表から選任する理事」については、規定の見直しを検討することとしている。

なお、平成21年度において、当社は公益社団法人としての認定を目指すことを決定している。

また、平成24年度前期には公益社団法人の認定申請を行い、平成25年4月1日の登記完了を目指し準備を進めている。

移行に係る工程表は現在作成中であるが、作成後は適切な管理のもと円滑に移行するよう努める。

(財団法人くにびきメッセ)

一般財団法人への移行準備の中で、適切な役員体制の見直しを検討する。

(公益財団法人しまね産業振興財団)

しまね産業振興財団は、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

役員体制については、新制度に従って、評議員や理事を決めており、適切な体制となっている。

(公益財団法人島根県暴力追放県民センター)

平成23年3月25日付をもって、島根県知事から公益法人の認定を受け、平成23年4月1日移行登記を終え、「公益財団法人島根県暴力追放県民センター」として業務を開始した。

役員体制については、新制度に従って、評議員や理事を選任しており、適切な体制となっている。

○ 新制度における会計処理への対応

(新公益法人会計基準の導入等)

公益法人は、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準等」によることが求められており、この会計基準に当たるものとして新公益法人会計基準（以下「新基準」という。）が示されている。

新基準は、新制度に合わせて作成されたものであり、公益法人はもとより一般法人にも活用され、その適切かつ円滑な会計処理に資することが期待されている。

現在、公益法人又は一般法人への移行を目指す17団体のうち9団体が新基準を導入し、新制度に向けた会計処理に取り組んでいる。

新制度における適切な会計処理への準備

○ 新制度における会計処理への対応

(新公益法人会計基準の導入等)

(社団法人島根県私学教育振興会)

新会計基準を導入するよう検討しており、遅くとも平成24年度会計からは、実行する予定である。

(財団法人島根県障害者スポーツ協会)

平成24年4月をめどに公益財団法人へ移行し、同時に新会計基準を導入する。

(財団法人島根県生活衛生営業指導センター)

現在の会計処理は平成16年改正基準を導入しているが、平成24年4月の公益財団法人への移行に向けて新会計基準を導入する予定である。

(社団法人島根県林業公社)

を進められたい。

については、他の団体にあっても、新基準の意義を踏まえ、類似団体や上部団体の状況等も参考に導入を検討するなど、新制度における適切な会計処理への準備を進められたい。

② 所管課に対する意見

ア 新制度への取組の推進について

平成25年11月末までの移行期間が3年を切ったことなどを踏まえ、各団体において新制度への移行が円滑に進むよう、団体の課題やニーズ、さらにはその進捗状況等に応じた適切な指導・支援を行われたい。

新制度における会計処理への対応については、林業公社の特殊な経営形態から、新公益法人会計基準をそのまま適用することは困難なため、平成21年度に都道府県並びに全国の公社代表から成る「林業公社会計基準策定委員会」が発足し、国（林野庁・総務省）等と協議・検討を重ね、平成23年3月17日に「林業公社会計基準」が制定された。

当公社においては、この会計基準を平成24年度事業から適用することとしている。

（財団法人くにびきメッセ）

平成23年度決算から新基準を導入するよう準備を進める。

（公益財団法人しまね産業振興財団）

会計処理については、公益財団法人への移行に伴い、平成23年度決算から新基準を導入する。

ア 新制度への取組の推進について

（総務課）

・社団法人島根県私学教育振興会

当法人は、平成24年度に一般社団法人への移行認可を予定している。今後も円滑に移行できるよう指導を行う。

（総務課）

・公益財団法人島根県育英会

当法人は平成23年3月24日島根県知事から公益財団法人としての認定を受け、同年4月1日に移行登記を完了した。

（廃棄物対策課）

・公益財団法人島根県環境管理センター

平成23年3月23日に公益財団法人への移行認定を行い、4月1日に登記が完了した。

（障がい福祉課）

・財団法人島根県障害者スポーツ協会

財団法人島根県障害者スポーツ協会については事業の公益性があると考えられ、協会側も平成24年4月をめどに公益財団法人へ移行するための準備を進めてい

る。また、新制度においては、理事や評議員の役割の重要性が高まることから自ら理事会や評議員会に出席して議決権を行使することが求められるが、平成21年度及び平成22年度の理事会への理事の出席は常に過半数を超えている。併せて、現在未導入となっている新公益法人会計基準についても、公益財団法人への移行と同時に導入するよう協会は準備を進めているところである。

これらのことを踏まえ、所管課としても、引き続き移行準備の進捗状況等に応じた適切な情報提供及び指導・支援を行っていく。

(薬事衛生課)

- ・財団法人島根県生活衛生営業指導センター

同法人は今年度中に公益財団法人の認可を受ける予定であり、現在そのための定款案の作成やその他の諸手続を進めているところである。新法人への移行が円滑に進むよう、必要な支援等を引き続き行っていく。

(林業課)

- ・財団法人島根県みどりの担い手育成基金

財団法人島根県みどりの担い手育成基金では平成24年4月1日の公益財団法人移行を目標に順次事務を進められており、所管課として引き続き必要な指導・支援を行っていく。

(林業課)

- ・社団法人島根県林業公社

社団法人島根県林業公社では、平成25年4月1日の公益社団法人移行を目標に順次事務を進めており、所管課として引き続き必要な指導・支援を行っていく。

(商工政策課)

- ・財団法人くにびきメッセ

財団法人くにびきメッセは、平成23年3月開催の理事会・経営委員会で、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行する方針を決定した。移行に向けて、同法人に対して引き続き適切な指導・支援を行う。

(産業振興課)

- ・公益財団法人しまね産業振興財団

しまね産業振興財団は、平成23年4月1日に公益財

	<p>団法人に移行した。</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>・公益財団法人島根県暴力追放県民センター</p> <p>平成23年3月25日付をもって、島根県知事から公益法人の認定を受け、平成23年4月1日移行登記を終え、「公益財団法人島根県暴力追放県民センター」として業務を開始した。</p>																						
<p>II 個別</p> <p>1 萩・石見空港利用拡大促進協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>大阪便の運休通知を受けた平成22年5月以降は、団体を中心とした地域を挙げた懸命な取組により、これまでになく高い搭乗率を確保し、その需要をアピールしてきたが、平成23年1月以降休止のやむなきに至り、平成23年度上期は7月から8月にかけて期間限定運行が計画されているものの、通年運行再開の見通しは不透明な状況にある。</p> <p>大阪便の運休、これに伴う東京便1便のみの運行は、県西部地域における生活基盤の確保はもとより、観光をはじめとする産業の振興や地域の発展にとって、大きな影響を与えることが懸念される場所である。</p> <p>ついては、密度の濃い利用促進対策（アウト・イン、二次交通、情報発信等）を継続して実施し、高い利用実績を積み重ねていくことが求められており、その実現に全力で取り組まれない。</p> <p>また、団体を構成する各団体においては、地域資源を活用した観光振興や地域づくりと連動した安定的需要の創出に一層努められない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>「萩・石見空港利用拡大促進協議会」では、大阪線・東京線について、運賃助成、団体や個人の旅行商品造成への支援、交流事業の促進、情報発信事業を行い、県内外において利用促進を図った。</p> <p>その結果、大阪線は、1月5日から運行休止となったものの、利用率は前年度を23.8%も上回った。特に8月～11月においては、目標利用率80%を達成し、平成23年7月、8月の大阪線期間運航が実現した。</p> <p>また、東京線においても平成17年度以来5年ぶりに利用者が5万人を超え、利用率も前年に比べ5.8%増加した。</p> <table border="1" data-bbox="842 1444 1369 1713"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大阪線</td> <td>利用者</td> <td>21,231人</td> <td>22,458人</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>39.6%</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(4月～1月4日まで)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東京線</td> <td>利用者</td> <td>45,836人</td> <td>50,134人</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>50.6%</td> <td>56.4%</td> </tr> </tbody> </table>			平成21年度	平成22年度	大阪線	利用者	21,231人	22,458人	利用率	39.6%	63.4%	(4月～1月4日まで)				東京線	利用者	45,836人	50,134人	利用率	50.6%	56.4%
		平成21年度	平成22年度																				
大阪線	利用者	21,231人	22,458人																				
	利用率	39.6%	63.4%																				
(4月～1月4日まで)																							
東京線	利用者	45,836人	50,134人																				
	利用率	50.6%	56.4%																				

<p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>高速交通網の整備が不十分な県西部地域にあっては、萩・石見空港は、生活インフラ、産業インフラとして大きな意味をもつものである。</p> <p>については、大阪便の通年運行再開、東京便の複便化等利便性の向上を図るため、国、航空会社等への働きかけを強めるとともに、地元の利用促進対策への支援や安定的な需要創出につながる観光振興、地域振興等の諸施策を県関係部局や地元と連携して着実に取り組まれない。</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>県では、萩・石見空港路線の維持を図るため、6月補正予算において「県内航空路線緊急利用促進事業費」を計上し、促進協議会が行う利用促進事業への追加支援を行った。また石見圏域の誘客対策充実のための対策を観光振興課が行った。</p> <p>地元との連携強化のため、5月～12月まで交通対策課職員を益田市に派遣した。</p> <p>県庁においては各部の代表による「県内航空路線利活用連絡会議」を創設し、県庁全組織での情報の共有、利用促進を図るとともに、観光振興課・石見振興・県外事務所等関係職員により構成する「萩・石見空港支援プロジェクトチーム」により利用促進策の検討・実施を行った。</p>
<p>2 財団法人しまね農業振興公社 (所管課：農地整備課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 中海干拓農地の売渡し促進について</p> <p>中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）を創設し、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業に対し働きかけを行ってきた。</p> <p>こうした促進策により取得前提リースの対象農地から一部売渡しが見られるようになったものの、平成21年度末現在の未売渡し農地は38.0ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。</p> <p>については、今後とも関係機関が連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極</p>	<p>① 中海干拓農地の売渡し促進について</p> <p>今後とも中海干拓農地の早期完売に向け関係機関と連携し、都会地での新規就農相談会へ参加し、新規就農希望者等に干拓農地と各種支援制度のPRを積極的に行う。</p> <p>また、認定農業者はもとより県内外の農業生産法人以外の法人も対象となる入植促進農地貸付事業（長期貸付）については、これまで農地貸付料を10アール当たり10,000円としていたが、平成23年6月1日から2,300円に減ずることとしたので、これらの制度拡充も併せ、PR活動をより一層強化していく。</p>

<p>的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。</p> <p>また、平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人への農地の貸付けが可能となったことから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 中海干拓農地の売渡し促進について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、団体と一体となって積極的に取り組まれたい。</p>	<p>① 中海干拓農地の売渡し促進について</p> <p>中海干拓農地保有合理化促進事業（県単）により売渡促進に関する活動（就農相談会への参加、企業訪問、各種支援制度PR等の実施）支援を実施した。</p> <p>また、農地の長期貸付制度の地代を減額し、活用促進に向け改善を行う等、公社と一体となって取り組んでいる。</p>
<p>3 島根県商工会連合会</p> <p style="text-align: center;">(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 商工会の地域を支える取組の推進について</p> <p>団体は、平成17年に策定した「今後の商工会のあり方」に基づき、合併商工会の組織体制や企業支援体制の構築に向け鋭意努力してきたが、商工業者の減少に伴う会員数の大幅な減少や、中山間地域における急激な少子高齢化の進展など、商工会を取り巻く環境も大きく変化し、「あり方」で想定していた姿と現状の間に大きな乖離が生じてきている。</p> <p>このため、団体においては、平成21年度に会員を対象としたアンケートを実施し、これを踏まえて、平成22年4月に「新・商工会のあり方検討特別委員会」を設置し、この委員会の答申</p>	<p>① 商工会の地域を支える取組の推進について</p> <p>「行動指針」に盛り込まれた事項については、下記のとおり措置及び措置の予定である。</p> <p>ア 地域振興や地域コミュニティ機能の中核的な役割を果たすことを目的とした「地域密着型応援窓口」の開設については、各商工会において6月までに「窓口看板」を設置するとともに、6月24日発行の島根県商工会連合会広報紙「商工連しまね284号」誌上において県内全商工会員あて「応援窓口」の開設を周知した。</p> <p>イ 県下全商工会における「行動指針」記載事項の具現化については、島根県商工会連合会石飛会長が自ら全商工会を実際に訪問し、正副会長及び全職員を</p>

<p>を受けて行動指針を策定したところである。</p> <p>については、平成22年12月に団体がまとめた行動指針「地域に密着し地域を支える商工会を目指して」に基づき、商工会が従来の企業支援業務に加え、市町村と連携し、より一層地域振興や地域コミュニティ機能の中核的な役割を担うよう取り組まれない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p>	<p>対象に「行動指針」具現化に向けた真摯な取り組みを要請する。</p> <p>ウ 市町村との連携の推進については、上記イの機会にその必要性を説明するとともに、先に開催した事務局長会議において推進策のひとつである「商工会地域貢献アピールプラン」策定の必要性及び全国的な成功事例等について説明し、アピールプラン策定の支援を図った。</p>
<p>4 出雲商工会</p> <p style="text-align: center;">(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 経営改善アドバイザー派遣事業の弾力的運用について</p> <p>経営改善アドバイザー派遣事業は、経営改善等に関する専門的アドバイスを必要としている小規模事業者等に対して、アドバイザーを派遣する事業で、利用者からも評判が良く、有効活用されている事業である。</p> <p>しかしながら、この事業は同事業実施要領の規定により、派遣回数が制限されており、これを超える専門的アドバイスを受けられない状況となっている。</p> <p>については、この事業の実施に当たり、必要に応じ適切な支援が行えるよう弾力的な運用について検討されたい。</p>	<p>① 経営改善アドバイザー派遣事業の弾力的運用について</p> <p>経営改善アドバイザー派遣事業については、1年度あたり3回までの専門家派遣を可能としている。また、専門家を派遣するに当たっては、商工団体の経営指導員等による派遣前の指導、派遣後のフォローを行い、事業者へのきめ細かな支援を行っている。</p> <p>この他、小規模事業経営支援事業費補助金制度における経営技術・強化支援事業（エキスパートバンク）、経営安定特別相談事業等の専門家派遣制度を活用するなど、各商工団体において各中小企業者の経営状況に応じて適切に制度を組み合わせ、対応されているところである。</p> <p>今後とも、中小企業者のニーズや経済状況等を踏まえ、各商工団体の意見等を聞いたうえで、商工団体から事業者への主体的かつきめ細かい経営支援を前提として運用に一定の柔軟性を持たせるなど、制度の見直しについて検討したい。</p>

<p>5 社団法人島根県私学教育振興会 (所管課：総務部総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 業務及び財務等に関する情報の公開について 団体は、設立や運営が県民の負担によってなされている県の外郭団体として、定款、事業報告書・収支計算書、財務諸表等の業務及び財務等に関する情報を広く県民に提供し、その説明責任を果たすことが求められている。 については、ホームページ等を活用した業務及び財務等に関する情報の公開に積極的に取り組まれない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p>	<p>① 業務及び財務等に関する情報の公開について ホームページ等を活用した情報公開については、予算を考慮のうえ、実施に努める。</p>
<p>6 株式会社島根県食肉公社 (所管課：農畜産振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 基幹的施設の更新について 団体では、経営健全化の取組により平成19年度からは継続して黒字を確保するなど、財務及び経営の改善が図られてきている。 しかしながら、現在の施設設備は、昭和55年設立以来、30年が経過しており、給水・汚水処理施設、冷凍冷蔵設備など基幹的施設の老朽化に伴う食肉処理機能の確保が課題となっている。 については、県内唯一のと畜場として、県民への安全な食肉を供給するために必要不可欠であり、また本県の畜産振興において大きな役割を</p>	<p>① 基幹的施設の更新について 当社では、本年度中に第9次経営改善計画（中期計画）を策定することとし、その中で、県や他の出資団体と十分に協議を行い、給水・汚水処理施設・冷凍冷蔵施設など基幹的施設の更新について、計画的に実施する。</p>

<p>果たしていることを踏まえ、県や他の出資団体と十分に協議を行い、円滑な基幹的施設の更新に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 基幹的施設の更新について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、県は団体と連携して基幹的施設の更新について具体的な検討に着手されたい。</p>	<p>① 基幹的施設の更新について</p> <p>老朽化した基幹施設である工場冷蔵冷凍設備、給水施設、汚水処理設備の施設整備は、本県の畜産振興を図る上で欠かせないことであり、また多額の経費を要するため、支援等の検討が必要と考える。</p> <p>平成23年度中に本県の畜産振興を見据えた検討委員会を立ち上げ、その中で島根県食肉公社の施設整備についても検討していく。</p>
<p>7 財団法人島根県みどりの担い手育成基金 (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 業務及び財務等に関する情報の公開について</p> <p>団体は、設立や運営が県民の負担によってなされている県の外郭団体として、寄附行為、事業報告書、収支計算書、財務諸表等の業務及び財務等に関する情報を広く県民に提供し、その説明責任を果たすことが求められている。</p> <p>については、ホームページ等を活用した業務及び財務等に関する情報の公開に積極的に取り組まれたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p>	<p>① 業務及び財務等に関する情報の公開について</p> <p>ホームページによる業務及び財務等の情報の公開に取り組む。</p>
<p>8 社団法人島根県林業公社 (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p>	

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 意見

① 第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

団体では、昭和40年の設立以来、森林資源の充実による公益的機能の発揮や中山間地域の振興などに寄与することを目的として、分収造林事業に取り組んできたが、この事業は団体のみが費用を負担する仕組みとなっており、その財源が主として造林補助金と借入金により賄われてきたことから、団体の借入金（平成21年度末借入金残高は521億円余）と利息負担は増大し続けている。

一方、県は、団体に対し、無利子貸付や損失補償など多額に上る財政的援助を行うことにより、その経営を支えてきたところである。

こうした状況を踏まえ、団体においては、「島根県林業公社経営計画（平成11年度～平成20年度）」（平成11年度策定）に続いて、平成16年度には、「第2次島根県林業公社経営計画（平成16年度～平成25年度）」を策定し、利息負担の軽減対策などを柱とする経営改善策に取り組んできたが、木材価格の下落等により目標に掲げた長期収支不足の縮減を達成することはできなかった。

このため、県と団体は、外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を平成20年5月に設置し、改めて団体のあり方と森林整備の方針を検討することとした。検討委員会では、団体経営林の今後のあり方について、事業廃止や県に引き継ぐこと（県営林化）も含めて比較検討されたが、平成20年11月に知事等に提出された報告書においては、「国の支援策を有効に活用しながら、団体の経営を継続することが最も効果的である」と判断され、さらには、「団体の経営改善を行っていく上では、まずもって団体自身のこれまで以上の自助努力が必要であり、その上で県、市町村からの支援を要請する」旨が指摘されている。この報告を受けて、団体では、平成21年6月に、

① 第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

当公社では、長期収支見込の悪化を受け、平成21年6月に「第三次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）」を策定し、経営改善に全力をあげて取り組んできた。

しかしながら、木材価格の長期低迷により、現段階では長期収支見込の改善は見られないが、当公社としては、「第三次島根県林業公社経営計画」の目標達成に全力をあげて取り組み、県の支援を受けながら引き続き経営改善に取り組んでいく。

また、こうした当公社の厳しい状況、経営改善に向けた取り組みについては、県民に広く公開し、ご理解とご協力をいただくことが重要であると認識しており、既に当公社のホームページで業務報告及び事業計画、第三次島根県林業公社経営計画の取り組み実績等を公開している。

今後とも、県民への情報提供については、積極的に取り組んでいく。

「第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）」を策定し、増収対策（利用間伐の拡大や国補助事業を活用した高率択伐の実施による伐採収入の確保等）、森林整備事業の見直し（経営林の状況に応じた効率的な管理の実施）、事務経費の縮減などの経営改善策に取り組むとともに、県民ニーズにあった多様な森林づくりを進めることとしている。

しかしながら、木材価格の長期低迷が続く中で、こうした経営改善策を実施したとしても依然としてなお多額の長期収支不足が見込まれており、県から大きな財政的援助を受けている団体においては、その厳しい現状と検討委員会の指摘等を重く受け止め、県と一体となって第3次経営計画の推進に全力で取り組まれない。

また、経営計画の推進に当たっては県民の理解と協力が不可欠であることから、計画の進捗管理の徹底を図り、その進捗状況について県民への情報提供を積極的に行われたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

イ 意見

① 3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

団体に対する意見で述べたように、団体と一体となって、第3次経営計画の推進に取り組まれない。

また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都道府県等と連携して引き続き国に働きかけられたい。

① 第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

第3次経営計画に定められた改善の取組を着実に実行するため、必要な助言・指導を行う。

国への要望等の活動については、従来から県の重点要望あるいは林業公社を抱える都府県で組織する「森林整備法人全国協議会」、「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の2団体を通じて、政策提言を行っている。

平成23年度においても、県の重点要望活動の中で林業公社に対する財政支援の充実強化等を国に要望した。また、関係2団体においても政策提言を行う予定としている。

平成24年度以降についても、国の支援等の対応を注視しながら必要に応じて要望等の活動を継続して行う。

<p>9 公益財団法人島根県暴力追放県民センター (所管課：組織犯罪対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p> <p>イ 意見</p> <p>① 県等との連携による暴力団排除の推進について</p> <p>団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき暴力団を排除し、県民の被害防止、救済・支援活動を行う県内唯一の民間組織であり、広報啓発活動をはじめ暴力相談、不当要求防止責任者講習会、民事訴訟支援、少年への暴力団影響排除等の諸事業を行っている。</p> <p>また、平成23年4月から島根県暴力団排除条例が施行されるが、同条例において県等との連携により暴力団排除のための総合的な施策を推進する機関と位置づけられたことから、今後、団体の役割は益々重要なものとなっている。</p> <p>については、暴力団排除のための総合的な施策の推進に向けて、県、関係団体及び関係機関との連携を一層強化しながら暴力団排除の諸活動に取り組まれない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。</p>	<p>① 県等との連携による暴力団排除の推進について</p> <p>平成23年4月からの「島根県暴力団排除条例」の施行に伴い、県（県警察）等との連携により、暴力団排除のための総合的な施策を推進する機関と位置づけられたことから、その役割の重要性を認識し、暴力団排除のための諸活動に取り組んだ。</p> <p>○警察本部との暴追センター運営協議会の開催</p> <p>警察本部刑事部組織犯罪対策課課長以下4名、暴追センター専務理事以下3名による「運営協議会」を開催して年間の業務計画等について協議し、効果的な業務の推進を図った。</p> <p>○警察本部職員等との連携</p> <p>不当要求防止責任者講習等に、警察本部暴力団対策担当職員等の派遣を受け、暴力団情勢・不当要求対応要領（ロールプレイング方式）等、より効果的な講習の実施に努めた。</p> <p>○県弁護士会等関係機関・団体との連携の強化</p> <p>県弁護士会民事介入暴力対策委員会、県警察本部、暴追センター3者による、民事介入暴力対策研究会を開催し、より効果的な暴力団排除活動の推進を図る等、関係機関・団体との連携を強化した。</p>